

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

2期

紀尾井町の青春



会員 安原 正之 (2期)

私は修習2期、1948（昭和23）年4月の修習開始時には、紀尾井町の司法研修所はまだ建築中で、配属庁での実務修習が先行した。私の配属庁は、水戸地裁、同期は検察官になった常井善君と2人、1期生、3期生各1人の少人数の修習だった。新裁判所法が施行されて、法曹一元を理想とする裁判官・検察官・弁護士の合同研修の実践開始とあって、法曹三者指導担当の先生方から熱意と好意のこもったご指導を賜った。

水戸地裁所長前期は中村光三所長で、自ら刑事合議法廷の裁判長として訴訟指揮に当たられ、修習生らは裁判官の後席に並び刑事裁判の実習を受けるのが例だった。後期の角村克己所長も率先修習生の指導に当たられた。

今回LIBRAに寄稿することになって、改めて1991（平成3）年1月発行の二期会修習終了四十周年記念文集「紀尾井町の青春」を読み返してみた。10名の編集幹事が総務・名簿、基金会計、資料その他を分担し約1年かけて企画し、会員100人から寄稿を得て編集したもので、修習配属庁、任官者数その他の資料については、最高裁判所、法務省の人事担当官のご協力を得て作成した。当時の司法修習の実態がかなり正確に記録されていると思う。

二期会の会員は、1950（昭和25）年4月1日修習終了の226名とその後同年11月21日までに修習終了した14名との合計240名から成っている。修習終了直後における会員240名の職種別区分による

人数は、裁判官任官者106名、検察官任官者54名、弁護士登録者78名、その他2名で、このなかに女性は裁判官、検察官各1名が含まれている。会員のうちには、1943（昭和18）年満州国司法部に採用されたが、戦況は逼迫、全員志望を切り替え陸軍法務官としての修習中終戦となり、ソ連軍の捕虜として3年ないし4年強制労働を課せられ、復員して研修所2期の修習に参加した方々もいる。

寄稿の中には、民裁教官から「コレガ果シテ判決ト言ヘルデセウカ」と几帳面な片仮名書きの寸評の付せられた民事判決起案を懐かしむものがある。私も民裁教官からこの様な起案講評を受けた経験がある。

最後に司法修習終了の日、司法研修所々長前沢忠成先生が式辞の中で我々に諭されたお言葉を抜粋引用し生涯修習の指針としたい。

「諸君が一昨年夏、研修所に入られた頃は、中々元気があったような印象が残っております。1年4ヶ月を経て、今回諸君を迎えてみると大変おとなしい。勿論一昨年に比して物質生活が格段と落ち着きを見せて参った。衣食足り倉廩実ちたためか、諸君がおとなしくなったのは結構であります。気力なき意気地無しになっては、諸君に法律実務のバトンを渡すに躊躇せざるを得ません。物質生活が安定すればする程、自己の精神生活の貧困に思いを致し、これが充実に努力を傾倒せられ、内に深く旺盛なる気概を養われて実務に精進して頂きたいと希う次第であります。」